

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

29年 9月定例会

議案の 件名	議案第47号 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例の一部改正 について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画の策定と進捗に関する事項の他、児童福祉法第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画の策定と進捗に関する事項について定めたもの。		障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、枚方市、四條畷市等においても同様の審議会その他の合議制の機関を設置している。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、交野市障がい者（児）生活支援推進審議会において計画の策定と進捗に関する事項について調査及び審議することを目的に所要の改正を行うもの。		障がい児入所支援及び通所支援等の円滑な実施を図る。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
平成28年6月3日 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」公布（平成30年4月1日施行） 平成29年6月26日 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会において、条例改正の必要性を説明		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		困難を抱えている人をみんなで支えあっている。 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている。 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある。			
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称	交野市第4期障がい福祉計画				
		策定年度	26年度				
		計画期間	27～29年度				
		〈政策等の実施時期〉		平成30年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		福祉部	障がい福祉課	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			

交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることにより、新たに障害児福祉計画策定が義務付けられたことから、交野市障がい者（児）生活支援推進審議会において計画の策定と進捗に関する事項について調査及び審議することを目的に所要の改正を行うものです。

2. 条例改正の内容

審議会の所掌事務に児童福祉法第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画の策定と進捗に関する事項を新たに加える。

3. 施行日

平成30年4月1日

交野市障がい者(児)生活支援推進審議会条例（平成25年条例第5号）新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第3号の規定に基づく障害者計画、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画</u>の策定と進捗に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、障がい者（児）施策にかかる総合的調整及び事業推進について意見交換を行う。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第3号の規定に基づく障害者計画並びに<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画</u>  _____の策定と進捗に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、障がい者（児）施策にかかる総合的調整及び事業推進について意見交換を行う。</p>